

令和3年(2021年)9月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和3年9月7日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和3年9月17日(金)

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 宮地 忍 | 2番 | 田島明良 |
| 3番 | 柴田洋巳 | 4番 | 岡村哲雄 |
| 5番 | 大西瑞香 | 6番 | 原 隆伸 |
| 7番 | 奥村 仁 | 8番 | 樋口泰生 |
| 9番 | 太田哲生 | 10番 | 瀧本 攻 |
| 11番 | 近澤チヅル | 12番 | 入江康仁 |
| 13番 | 家崎仁行 | 14番 | 東 清剛 |
| 15番 | 平野隆久 | 16番 | 中津畑正量 |

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-----------------|---------|
| 町 長 | 尾 上 壽 一 | 副 町 長 | 中 場 幹 |
| 会 計 管 理 者 | 脇 俊 明 | 総 務 課 長 | 上 野 和 彦 |
| 財 政 課 長 | 水 谷 法 夫 | 危 機 管 理 課 長 | 長 井 裕 悟 |
| 企 画 課 長 | 玉 本 真 也 | 税 務 課 長 | 直 江 仁 |
| 住 民 課 長 | 上 村 毅 | 福 祉 保 健 課 副 参 事 | 中 野 律 |
| 環 境 管 理 課 長 | 宮 本 忠 宜 | 農 林 水 産 課 長 | 岩 見 建 志 |
| 商 工 観 光 課 長 | 玉 津 裕 一 | 建 設 課 長 | 上ノ坊 健 二 |
| 水 道 課 長 | 中 村 吉 伸 | 海 山 総 合 支 所 長 | 森 岡 純 司 |
| 教 育 長 | 中 井 克 佳 | 学 校 教 育 課 長 | 世 古 基 樹 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 井 土 誠 | 監 査 委 員 | 松 永 剛 |

職務の為出席者

| | | | |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 上 野 隆 志 | 書 記 | 直 江 和 哉 |
| 書 記 | 久 保 有 謙 | 書 記 | 佐々木 猛 |

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

15番 平野隆久

16番 中津畑正量

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

瀧本攻議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議会運営上、議事日程の朗読は省略することといたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用の許可、演台及び傍聴席等の飛沫対策、休憩時の換気などを実施してまいります。

また、携帯電話の議場内への持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願いいたします。なお、傍聴者においても協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 平野隆久君

16番 中津畑正量君

の両名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 委員会中間報告を議題といたします。

議会改革調査検討特別委員会から中間報告の申し出がありましたので、申し出のとおり報告を受けることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議会改革調査検討特別委員会から中間報告を受けることに決定いたしました。

それでは、委員長の中間報告を求めます。

議会改革調査検討特別委員長 太田哲生君。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長

議会改革調査検討特別委員会の委員長としまして、中間報告をさせていただきます。

本特別委員会につきましては、令和2年12月18日に開催されました第1回から令和3年8月30日に開催された第7回委員会まで、7回開催いたしました。これまでの検討の経過と結果についてご報告いたします。

第1回委員会は、令和2年12月18日に開催いたしました。内容といたしましては、私、太田哲生が委員長となり、大西瑞香委員が副委員長に選任されました。

第2回委員会は、令和3年1月21日に開催いたしました。内容といたしましては、各委員が今後、議会改革調査検討特別委員会で取り組みたい事項について検討がなされ、次回から主に議員定数の検討を議題とすることにいたしました。

第3回委員会は、令和3年2月15日に開催いたしました。内容といたしましては、県内の議員数の状況などについて、資料を基に協議いたしました。

第4回委員会は、令和3年4月23日に開催いたしました。内容といたしましては、議員定数について、自治会長、区長などからの意見の聞き取りや、パブリックコメントをしないこ

とし、特別委員会内で協議して決めること及び9月までに決めて、9月議会に議案を提出することに決定いたしました。

第5回委員会は、令和3年5月28日に開催いたしました。内容といたしましては、議会改革の提案項目について検討いたしました。

第6回委員会は、令和3年7月27日に開催いたしました。内容といたしましては、議員定数について記名投票による採決に入り、過半数以上の得票がなかったため、上位2位までの12人か14人で再度記名投票を行った結果、議員定数14人で決定いたしました。

第7回委員会は、令和3年8月30日に開催いたしました。内容といたしましては、議員定数条例の一部を改正する条例の提出方法について協議し、9月議会定例会の最終日に特別委員会の中間報告を行った後、委員長から議案を提出することを決定いたしました。

これらのことを踏まえまして、この後、紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、議会改革調査検討特別委員会の中間報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

瀧本攻議長

続きまして、中間報告に対する質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

これで、中間報告に対する質疑を終了いたします。

日程第3

瀧本攻議長

次に、日程第3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長からの審査の経過と結果についてのご報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 家崎仁行君。

家崎仁行総務産業常任委員長

おはようございます。本定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月8日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名の下、開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第55号 紀北町過疎地域持続的発展計画についてを審査いたしました。

委員より、計画58ページに医療体制の確立を図ると文言がありますが、パンデミックや感染症対策についての文言がないのはなぜですかとの質疑に、課長から、新型コロナウイルス対策については、国の基本的対処方針が決まっていることや、支援策としての新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金などの手厚い支援を受けるなど、特殊な感染症に対しては過疎対策の支援を受けなくても相応の事業が実施できると考えています。また、感染症など突発的、短期的、予測できないものについては、あらかじめ計画に掲載しておくことが難しい面があります。しかし、計画にないから必要な事業を実施しないわけではなく、住民の皆様の生活を守るための施策については、計画にあるなしに関わらず早急に実施するべきものと考えて整理をしていますとの答弁がありました。

また、委員より、可能であれば、個別接種について医師会からの状況も説明くださいとの質疑に、課長より、医師会の状況については把握していませんとの答弁がありました。

また、委員より、簡易水道整備に対応できる計画になっていますか。また、学校の新築などの国庫補助金の補助率のかさ上げがあると思いますが、計画に掲載されていますかとの質疑に、課長より、簡易水道施設については、上水道に統合された旧簡易水道施設についても、法改正により過疎対策事業債の対象となっています。計画には水道事業関係の様々な事業がありますが、上水道及び旧簡易水道の施設部分についても必要な事業は網羅されていると聞いています。

学校関係補助金の補助率のかさ上げですが、2分の1のところを10分の5.5にかさ上げされています。これは、学校の統合に伴う学校施設の整備が対象となっていますので、仮に教

育委員会で学校統廃合の方向性などが決定され、さらに補助金を活用することになった場合、計画を改正して事業に加えていくことを検討しなければならない案件と考えていますとの答弁でした。

また、委員より、計画の改正は何度もできますかとの質疑に、課長より、今回の計画は5か年ですので状況を見ながら、必要が生じた場合には改正をしていくことになると考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、65ページ、66ページの再生可能エネルギーの利用の推進について、供給量を増やす必要がありますとの記載はどのような意味ですかとの質疑に、課長から、バイオマスの発電の燃料として木材は重要な材料です、その供給元として供給量を確保する手立てを推進していくという内容の記載をしていますとの答弁がありました。

また、委員より、これは当町でバイオマス発電を推進して、当町で処理していくとの考え方ですかとの質疑に、課長より、現状で、当町にバイオマス発電を設置するのではなく、発電に必要な材料としての立ち枯れ木や間伐材の処理先として搬出するという趣旨の記載でしていますとの答弁がありました。

また、委員より、73ページに高速バス背面広告がありますが、今後も継続して実施していく計画として記載していると思いますが、見直しなどは考えていませんかとの質疑に、課長より、本件に限らず全ての事業化については、今後の実施計画の中で検討していくことになりますとの答弁がありました。

また、委員より、58ページの医療の確保をどのように進めていきますかとの質疑に、課長より、医療体制の確保を真に進めていくために、医療体制の整備計画等、専門的な計画が必要となると考えます。現状では、過疎地域の全般的な取組みの記載の中に、医療体制の整備の根幹部分を記載していくのは、本計画の内容にはそぐわないと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、過疎債は年間5億円程度の発行上限があると聞いていますが、いかがですか。また、過疎債の充当率と交付税算入率は何%ですか。また、限度額はいくらですかとの質疑に、課長より、過疎債の限度額については、三重県配分ルールで前年度の基準財政需要額と財政力指数等で計算がされています。令和3年度当初予算では約4億5,000万円程度と試算して計上されています。現状では同程度の金額を見込額として予測していくことが適当と考えます。

過疎対策事業債は、全ての対象事業について充当率が100%で、元利償還金の70%が普通

交付税の基準財政需要額に算入されていますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決により全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第56号 紀北町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の審査を行いました。

最初に、委員より、附則2のところで、「この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う」とありますが、紀北町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に伴う条例ですが、発展計画では計画期間が、令和3年度から7年度となっています。この期間の違いの整合について説明をお願いしますとの質疑に、課長より、税条例について、租税特別措置法の延長を原則3年以下とする閣議決定に基づき、3年間としています。その後、延長措置がされるのではないかと予測されますとの答弁がありました。

また、委員より、旧法による固定資産税の課税免除の実績としては、平成18年から3社12件の案件がありますが、それらは町内事業者なのか、町外ですか、説明してくださいとの質疑に、課長より、全て町内の事業者で、今現在も事業継続中ですとの答弁がありました。

委員より、固定資産税課税免除による減収分について、地方交付税として措置されていますかとの質疑に、減収補てんはあります。市町村では、75%は地方交付税として入ってくる予定ですとの答弁がありました。

また、委員より、事業用の設備の場合、割増償却というのは、この条例によって課税免除はされますかとの質疑に、課長より、割増償却も関連し含まれていますとの答弁がありました。

委員より、税条例では3年間ということで、5年間にはできないのか、法律に抵触するのですかとの質疑に、課長より、閣議決定で3年以下とされています。今回は3年とさせていただきます。失効の期限を記載しないという文献もありますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

ちょっとマスク外していいですか。

瀧本攻議長

外してください。水も飲んでください。

家崎仁行総務産業常任委員長

次に、議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を審査いたしました。

委員より、第8条第5項の部分で「署名押印しなければならない」の部分がなくなり、「記載しなければならない」とされましたが、署名も押印もしなくてもよいということですかとの質疑に、課長より、押印はなくてもよい、署名は必要ですとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第58号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて審査を行いました。

委員より、知事選挙の予算が1,790万1,000円計上されていますが、これは町長や町議会議員の選挙の費用と比べ高いように思われますが、この理由について考えると、告示からの期間が長いのでその分費用がかかっているだけなのか、その点についてお伺いしますとの質疑に、課長より、費用としては、前回、前々回の知事選挙執行の費用を参考に積算したうえに、新型コロナウイルスの感染防止対策の費用を加味した予算計上となっていますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

次に、議案第60号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管分については、委員より、財産管理費の中で、補正額3億3,392万6,000円の基金管理事業とありますが、内訳について教えてくださいとの質疑に、課長より、財政調整基金は、地方財政法で繰越金の2分の1以上を翌々年度までに積立てなければならないという規定があります。令和2年度繰越金の2分の1以上の2億7,410万円を積立て、庁舎等改築及び改修基金には、令和2年度町民センター等移転補償金4億4,820万7,826円と財産売払い収入が204万6,000円、合計4億5,025万3,826円が歳入としてありましたが、そこから町民センターの解体費や庁舎等改築及び改修基金への積立てや、海山図書室改修や長寿命化事業への繰越し財源として5,731万7,100円を充当し、残った4,694万3,065円全額を庁舎

等改築及び改修基金に積立て、後年度の施設整備に備えたいと考えています。

また、地域づくり事業基金に、キャンプ i n n 海山等の歳入の繰越金188万円を積立ていたしますとの答弁がありました。

以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、委員より、農地防災事業の出垣内排水機場の整備ですが、昭和60年度に建設されたということで、工事の詳細を教えてくださいとの質疑に、課長より、今回の出垣内排水機場の工事内容は、主にエンジン本体や電気設備の更新、口径1,200mmポンプは工場持込みのオーバーホールとなりますとの答弁がありました。

また、委員より、同様の排水機場は、町内にもほかにあると思いますが、今回、その中でもなぜ出垣内排水機場を整備するのか教えてください。また、ほかの排水機場について、整備計画があるか教えてくださいとの質疑に、課長より、農地防災用の排水ポンプについて、出垣内、山本、上里、中里、船津、相賀の6施設があります。今回、創設していただく県単排水施設整備事業の対象となるのは、出垣内排水機、山本排水機場、相賀排水機場の3か所になります。出垣内排水機は、整備後30年以上が経過しており、エンジンの生産が終了し、部品が入手困難な状況であります。当初予算にも、町単独事業でエンジンの部分的な整備を予定していましたが、4月に入ってから県の県単事業を創設していただきましたので、早急に整備が必要な出垣内排水機を選定させていただきましたとの答弁がありました。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分について、委員より、道の駅マンボウ管理事業の工事請負費233万2,000円です。無償であるが、運搬費用と設置費用は必要ということで233万2,000円をあげたと思いますが、その内訳を教えてくださいとの質疑に、課長から、233万2,000円の内訳についてお答えいたしますということで、まず輸送費として、背びれを切断し、取付け加工等その他含めた費用が90万円です。次に、モニュメント基礎工事費として、基礎のコンクリート工や取付工事等その他含めた費用が104万円。次に、看板設置工事費ですが、18万円となります。それに、消費税が21万2,000円を加えまして、合計233万2,000円との答弁がありました。

また、委員より、マンボウモニュメントはどこに設置しますかとの質疑に、課長から、道の駅紀伊長島マンボウの芝生の広場に設置することを検討していますとの答弁がありました。

委員より、寄贈を受けている状況で、設置場所が確定していないのですか。設置場所が確定していない段階で、輸送、設置の工事請負費が計上されたということでしょうかとの質疑

に、課長より、設置場所ですが、細部までは決定していないということです。設置の場所の確定に安全性やインスタ映えするかどうか等も検討したいと思って考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、安全性であるとか、設置箇所に関わる関係者の皆さんと調整も必要と思いますが、できる限り早い設置をお願いしたいと思いますがいかがですかとの質疑に、課長より、安全が第一という考えの下、速やかに設置させていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、観光推進事業398万4,000円ですが、今回の本会議での説明では、徴収員がなかなか集まらなかったということでした。当初予算はそれほど支出されていなかったということが想定されるのですが、その分を職員の時間外勤務手当340万8,000円が新たに9月補正予算として計上されています。8月22日終了している事業だと思いますが、確認で9月補正予算で、事業清算による事業費の確定が間に合わなかったということでしょうか。それに、今後、事業費確定に伴う補正予算が上程されましたら、確認をさせていただきますとの質疑に、課長より、9月補正予算には間に合いませんでしたとの答弁がありました。

次に、委員より、マンボウモニュメントですが、年数がたっているとのことで、経年劣化が心配です。老朽化の状況などを専門家による確認はされていますか。また、基礎はしっかりとされているか等の安全面で措置をお願いしたいと思いますがいかがですかとの質疑に、課長より、マンボウモニュメントの本体周辺の安全確保、経年劣化を考慮した安全面の確認、基礎工事の確実な施工等を行っていきたいと考えております。専門家による確認もしっかりとさせていただきますとの答弁がありました。

また、観光推進事業の銚子川の駐車場の件ですが、本会議で配付された資料を見て、6時間を超える単価が1万2,000円となっています。この単価についても説明をお願いしますとの質疑に、課長より、管理職特別勤務手当は、2時間以上6時間以下で8,000円、6時間1分以上で1万2,000円となっていますとの答弁がありました。

また、委員より、銚子川の駐車場の予算ですが、当初予算で説明を受けていることは承知していますが、さらに今回の補正で増額をしていることから、トータルで1,000万円以上の支出があったということですが、実際のところ、支出の状況をお伺いしますとの質疑に、課長から、予算については、駐車場の収入で630万円ほど見込んでいましたが、収入は減少しています。支出では、コロナウイルス感染症拡大の影響により駐車場の早期の閉鎖等がございましたことから、見込みですが予算額で半分程度になると考えています。9月補正で計上

させていただいている時間外勤務手当等の予算額398万4,000円ですが、現在の見込みでは、半分の200万円程度の支出になると考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、歳入について、減額はどうしますか。最終的に、駐車場等に係る歳入歳出はトータルでどのようになるのか教えてくださいとの質疑に、課長より、まず、歳入についても現在のところは見込みですが、歳出と同様、予算額から半分程度になるものと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、本会議の後に頂いた資料を見ますと398万3,700円の時間外勤務手当が必要と積算されています。銚子川の駐車場事業は既に終了していますから、実績は簡単に出ると思います。頂いた資料は、時間外勤務の実績が記載されたものではないのでしょうかとの質疑に、課長より、本会議の後に委員の皆様にお渡しさせていただいた資料については、9月補正予算用の資料でございますとの答弁がありました。

以上のとおり、商工観光課所管分についての質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました6案件についての全ての報告と審査の経過と報告を終わらせてもらいます。

最後に、コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書についてありますが、本委員会での協議の結果、総務産業常任委員会から提出することに決定し、本日の日程に付議事件としていただくよう議長に意見書案を提出いたしたいと思いますので、併せてご報告いたします。

以上です。

瀧本攻議長

次に、教育民生常任委員長 近澤チヅル君。

近澤チヅル教育民生常任委員長

おはようございます。それでは、令和3年9月議会定例会教育民生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

本定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

今期定例会で付託されました案件につき、9月9日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名全員出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した職員の皆さんは、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、水道課の各課長、副参事の皆さんでした。

また、今。

瀧本攻議長

近澤議員、ちょっと、マイクをちょっと持って。

近澤チヅル教育民生常任委員長

立っているほうがいい。

初めに、議案第60号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分について、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分については、新型コロナウイルス関係の補正で、会計年度任用職員の時間外勤務報酬がマイナス661万6,000円、また管理職特別勤務手当、普段の管理職の特別勤務手当はつかないと思いますが、国の新型コロナワクチンのために全額補助があり計上したのかどうか。また、消耗品785万6,000円と燃料費20万円の詳しい説明をという質疑がありました。

661万6,000円の減額は、当初は会計年度任用職員を募集して、ワクチン接種業務に当たる予定で計上をしましたが、町職員の全庁体制で行っていくということになり、会計年度任用職員の時間外勤務報酬を661万6,000円減額しました。また、管理職の特別勤務手当、平常業務は管理職は代休処理ということで、時間外勤務手当は出ませんが、今回は国のワクチン接種事業に従事するというので、かかった費用は全額補助の対象となったその予算です。

消耗品については、接種に係る様々な事務用品、消毒するための用品や、会場で使用する消耗品です。燃料は、各医療機関や介護施設などへのワクチンに関する様々な依頼、今後、個別接種が予定されているので、その際にはワクチンを運んだり、様々な用務で使用する公用車の燃料ですという答弁がありました。

以上で、福祉保健課所管分についての質疑は終了しました。

次に、環境管理課所管分について、課長から、自治会等に墓地整備助成金を交付するために11万7,000円増額するもので、上里自治会の墓地において、倉庫を更新する費用に助成率3分の1を助成するものと説明の後、質疑に入りました。

助成の上限は、また当初予算は。そして、事例が出たときに詳細に協議するのか。そして、最近の支出の実績はという質疑に対し、この助成については、自治会などから相談があつてから補正などで予算計上するもので、当初の予算では計上はしないものです。上限はありません。また、墓地を整備する上で、宗教的な部分を除いた土木工事などに対して助成を交付するもので、自治会などから相談があつてから該当するかどうかを含めて協議をしております。令和2年度は実績はありませんでしたが、令和元年度に2件の助成実績がありますという答弁がありました。

環境管理課所管分については、質疑を終了しました。

以上で本所管分の質疑を全て終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入りました。全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第61号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第62号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続いて、議案第63号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第64号 令和2年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、請願の案件に入りました。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書についての審査を行いました。

事務局が請願朗読の後、紹介議員の岡村議員から内容説明がありました。

現行制度において、職員の給料その他の給与及び報酬に関する経費のみが現在負担経費とされています。かつては、教材費等も国が負担していました。ところがそれが1985年に対象外となり、一般財源としての措置のままとなっております。義務教育の水準が安定的に全国的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにこの請願は極めて重要であると思うと、考えるところです。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育をする環境整備が行われていますが、端末の配備や通信インフラ整備の進捗状況には、都道府県格差、市町村格差のほか、子どもたちの家庭環境の差などが非常に大きくなっている。

子どもたちに学びの機会を均等で与えるには、国が責任を果たすということを理念に立て、教育の地域格差が生じないように、あるいは家庭間格差ができるだけ縮まるよう、国庫負担制度のさらなる充実を求める請願でございますという説明があり、質疑に入りました。

請願の理由に、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等の諸条件の水準を保障とあるが、紀北町において、教職員の確保の状況、適正配置、よい資質向上が保たれているのかどうかという質疑と、また、資質向上というのは、今ICTが進められているが、紀北町の場合はICTに関しての動きが、他の市町より進んでいると聞いております。教育関係整備等に要する経費ですが、一般財源による措置のままという部分、紀北町の決算を見ていると、不用額が小学校も中学校、幼稚園に対してもかなりあります。予算的には余っていたりしていますがという質疑がありました。

これに対して、課長から、教職員の確保については、三重県教育委員会が、複式加配などの措置を考えて実施しております。しかし、教職員に負担もあるのが現状です。

また、議案の内容には、紹介議員から、GIGAスクール構想においてICT機器が各学校に配布され、新型コロナ感染対策のオンライン教育は各学校において進んでいる、他の市町より進んでいるという答弁でした。

ただ、現場でパソコンを使っただけの指導はやはり大変だと聞いており、現在、クロームブックの端末を入れておりますが、5年後ぐらいで買い替えの必要があると聞き、その費用は今のところ国が負担するという保証は全くなく一般財源になると聞いている。ICT機器の運用費用、家庭での通信環境状態によるモバイルルーターの貸出しや、通信費の費用について、国の助成がはっきりしていませんという答弁がありました。

また、課長から、教材費にかかる一般財源の費用は、小学校・中学校図書、職員用の教材が、令和3年度で約1,600万円程度を見込んでいます。理科と算数、数学に係る教育の教材

費で約210万円、理科及び算数、数学の教材費については国の補助があります。

I C T教育に関しては今年度、I C T支援員を1名、一般財源で採用しておりますという答弁がありました。

質疑は以上で終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。採択の理由は、願意妥当と認められるためであります。

続きまして、請願第2号の教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願についての審査を行いました。

事務局の請願の朗読の後、内容は紹介議員より説明がありました。

紀北町の現状は、生徒数が少ないので、この定数の35人学級は実現しています。紀北町の一番の問題は複式学級が多いことです。1学級8人以下ですと複式になり、小学1年生を含む6名以下で複式ということになります。

問題点として、2年生、3年生の複式はいいですが、飛び級の場合は、3年生と5年生で、5年生の授業をやっているときは自習をしている状態です。次に、3年生の授業をやることや自習などは本当に大変だと聞いております。クラスの中で、手のかかる子どもたちについては、きちんとした自習はできていない現状です。大変厳しいところがあります。

それに対して加配教員とか、町独自で補助教員をつけていただいているが、紀北町ではそういう厳しさもあるということをご報告しますという説明がありました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。採択の理由は、願意妥当と認められるためであります。

続きまして、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願についての審査を行いました。

事務局が請願を朗読し、内容は紹介議員が説明をいたしました。

G I G Aスクール構想で、コンピュータが各家庭と子どもたちに配布されていますが、実は家庭でのW i - F i環境などに大きな格差があり、家庭が持つ教育力にもかなり差がついており、オンライン教育とコンピュータ関係の学びについては、格差がますます開いている状況があります。家庭の貧富の影響が出ております。当町でも、貧困家庭が徐々に増えている。5人に1人、かなり生活環境が苦しいように感じられるという話もあります。

紀北町では、収入の低い世帯に就学援助費などを支給し、様々なケアなどをやっております。

す。これでも非常に苦しい状態があり、そのような意味でも、財源が豊かでない自治体の学校でも、子どもたちが豊かな学びができるように、より一層の国の援助をしていただきたいという趣旨で、今回請願を提出したという説明がありました。

質疑、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。採択の理由は、願意妥当と認められるためであります。

続きまして、請願第4号 防災対策の拡充を求める請願書についての審査を行いました。

事務局の請願の朗読の後、内容は紹介議員が直接説明いただきました。

東海トラフ地震による巨大津波がいつ起きてもおかしくないと言われています。また、地球規模の気候変動により、台風だけでなく線状降水帯によるゲリラ豪雨、毎年全国で頻繁に起きている甚大な災害が起きております。

紀北町でも、津波避難所としての学校があるだけでなく、豪雨災害のときは、ほとんどの学校は避難施設に指定されています。災害時は、子どもだけでなく、全ての町民の二次避難所としての生活の場になります。コロナ対策など、さらに防災設備の充実が待たれるところです。自治体だけの負担では非常に厳しくなると思うので、国のさらなる助成措置が必要であります。

そういったことを踏まえ、今回、意見書の提出をお願いするところでありますという説明の後、質疑、討論に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。採択の理由は、願意妥当と認められるためであります。

以上で、本委員会に付託されました9案件についての審査の経緯と結果報告を終わります。長時間ありがとうございました。

瀧本攻議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

瀧本攻議長

ここで、10時40分まで休憩を取りたいと思います。

(午前 10時 25分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を開催いたします。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

先ほど、近澤チヅル委員長の委員長報告に訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

近澤チヅル君。

近澤チヅル教育民生常任委員長

失礼しました。私、先ほど委員長報告をさせていただきましたが、その中で、請願1号、2号、3号、4号の採決の結果、「採択」と言うところを「可決」と読み間違えました。訂正をよろしく願いいたします。

どうも失礼いたしました。

瀧本攻議長

それでは、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を行います。

議案第55号 紀北町過疎地域持続的発展計画についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第56号 紀北町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第58号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第59号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第60号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続いて、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第60号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第61号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第62号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

次に、議案第63号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第64号 令和2年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第4

瀧本攻議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第4 議案第55号 紀北町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第55号 紀北町過疎地域持続的発展計画についての反対討論を行います。

8 ページに、Society5.0実現やスーパーシティ構想による住民生活の利便性の向上とありますが、そもそもこのスーパーシティ構想について、説明を書いた文章がレタースケースに入っておりましたが、直接の説明は何もありませんでした。

しかし、このスーパーシティ構想に基づいて、多気町、他の市町と調印を済ませております。3月議会で関係予算があったように思いますが、この予算は、会議に出席するための負担金のようなものだと私は課に行って聞いた記憶があります。調印するための予算だとは聞いておりません。また、そのような説明もありませんでした。

今後の紀北町に関わる調印をするに当たって、議会に全く諮ることもなく、説明もなく調印するとはどういうことなのかと、ずっと不思議に思っていました。今回、計画の中にこの文言があり、到底私は許すことができません。

このように私が言えば、既に予算は通っているはずだとおっしゃられるのではないかと思います。予算としても、町の事業としても大切な事業であるはずなのに、町民の代表である議会には、口頭によるしっかりとした説明がないということはどういう了見なのでしょう。か。

町長は、このことも含めて、これまで議会に対して事後承諾であると捉えかねないようなことを繰り返してきたと私は思っております。今回のこともその1つなのか、これは住民を軽視したものであると私は思っております。「すべては住民目線で、すべては住民とともに」、スローガンとされている町長のなさることなのかと思いました。町長の資質を私は問われるのではないかと思います。

この町長のパンフレットにも、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」とあり、現場主義を貫きます、そして、後期基本計画の実行に真剣勝負とパンフレットには書かれております。なのに、議会は、現場であるこの議会に対して、町民に対する説明は何もありませんでした。

スーパーシティ区域の指定基準の5番目には、地方公共団体による区域指定応募前の住民等の意向の把握とあります。また、基本構想には、住民投票は必要とも書かれております。このような重大な方向は、方向性に議会に説明もなく、議決して進んでいるスーパーシティ構想、これは国の国家権力ですが、このようなものは、私たちのような小さな自治体に本当に利益があるのか、いつも大きな企業のほうを向いた施策であると私は理解し、この文言に

反対し、議員各位のご賛同をお願いし、反対討論とさせていただきます。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第55号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

瀧本攻議長

日程第5 議案第56号 紀北町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第56号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

瀧本攻議長

次に、日程第6 議案第57号 紀北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第57号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手

を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

瀧本攻議長

次に、日程第7 議案第58号 紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第58号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8

瀧本攻議長

次に、日程第 8 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

お諮りいたします。

日程第 8 議案第 59 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手
をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 9

瀧本攻議長

次に、日程第 9 議案第 60 号 令和 3 年度紀北町一般会計補正予算 (第 6 号) についてを
議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第60号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第61号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第61号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第62号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第62号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

瀧本攻議長

次に、日程第12 議案第63号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第63号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

瀧本攻議長

次に、日程第13 議案第64号 令和2年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第64号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14

瀧本攻議長

次に、日程第14 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第14 請願第1号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15

瀧本攻議長

次に、日程第15 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第15 請願第2号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第16

瀧本攻議長

次に、日程第16 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第16 請願第3号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は委員長の報告のとおり採択するものと決定いたしました。

日程第17

瀧本攻議長

次に、日程第17 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書を議題といたします。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第17 請願第4号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第18

瀧本攻議長

次に、日程第18 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

本件については、総務産業常任委員会に提案方法の協議をお願いし、委員会での協議の結果、委員会から提案することの決定をいただいたものであります。

それでは、提案者から趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長 家崎仁行君。

家崎仁行総務産業常任委員長

それでは、朗読をもって意見書案第1号の趣旨説明とさせていただきます。

意見書案第1号

令和3年9月17日

紀北町議会議長 瀧本 攻 様

提案者 総務産業常任委員長 家崎 仁行

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第3号の規定により提出します。
次のページをお願いします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需用の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係費が増大している現状を踏まえ、

他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改革により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改革により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 瀧本 攻

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 武田 良太 様

経済産業大臣 梶山 弘志 様

内閣官房長官 加藤 勝信 様

経済再生担当大臣 西村 康稔 様

以上です。

瀧本攻議長

以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

字句の修正だと思いますので、敢えて意見書なので指摘させていただきます。

3、4番ですね。同じ発言に聞こえたんです。「令和3年度税制改正により」というところを、「改革により」とおっしゃったように思いました。3、4、意見書なので「改革」、「改正」が正しいのではないかと思い、文字には「改正」とありますので、「改革」とお読みになりました。

よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

家崎仁行君。

家崎仁行総務産業常任委員長

ただいまの近澤議員から指摘された「税制改正」を「税制改革」と読んだそうで、これを訂正させて報告させてもらいます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

意見書でございますので、ちょっと一部、原文と違うところがありましたので、原文のとおりであるというふうに一言をいただきたいものですから。それで間違いないと思うので、確認いたします。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

はい、じゃ、議事進行どうぞ。

14番 東清剛議員

多分、原委員は、総務産業常任委員会の委員じゃないかと思しますので、それは既にね、その辺があるんでしたら、終わっていないとおかしいと思しますので、いかがですか。

瀧本攻議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

これは文章としては確認しています。

読み方でございますので、その一字一句について、私は追及するというのは、お聞きすることは不適だということで、要するに読み間違いとかそういうことがあったんだなど、しかし、原文のとおりですねという確認だと、私はそういうつもりで発言しました。

(「改正のところ」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原文のとおりでございますので、そういうことで。

それで、総務産業委員会に所属しとるので、その辺はご了承願います。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第18 意見書案第15号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

瀧本攻議長

ここで特別委員会からの発議案及び先ほど請願に伴う意見書案提出のため、暫時休憩いたします。

11時25分から始めたいと思います。

(午前 11時 14分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午前 11時 25分)

日程の追加

瀧本攻議長

特別委員会からの発議案と意見書案4件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案1件と意見書案4件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

瀧本攻議長

まず、追加日程第1 発議第4号 紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、提案者から提案説明を求めます。

議会改革調査検討特別委員長 太田哲生君。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長

それでは、発議第4号の提案説明をさせていただきます。

発議第4号

令和3年9月17日

紀北町議会議長 瀧本 攻 様

提案者 議会改革調査検討特別委員長 太田 哲生

紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

人口の減少等、本町を取り巻く社会情勢を鑑み、議員定数を2人削減し、14人とする。また、減員することにより、議会内における議論の充実化と合意形成のスピード化が期待できること等から、議会の活性化を図ることを目的として、本条例を改正するため。

次のページをご覧ください。

紀北町議会議員定数条例（平成21年紀北町条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上が提案説明でございます。

瀧本攻議長

以上で、提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

これより討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 発議第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2～追加日程第5

瀧本攻議長

次に、意見書案4件については、提案者より趣旨説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案4件については、提案者から一括して趣旨説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して趣旨説明を求めます。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

初めに、請願の先ほど採択を受けまして、4つの意見書の趣旨説明をさせていただきます。

この意見書に共通する点、4つの意見書に共通する点を述べさせていただきます。

紀北町の子どもたちに限らず、憲法にも保障されるように、本来、子どもたちは平等に義務教育を受ける権利があるべきです。しかるに子どもたちの家庭環境や学んでいる自治体の

経済格差により、学ぶ環境はとても平等とは言えません。

これらの格差をなくすためにも、国からの教育予算の充実を求めるという趣旨で今回の意見書はなっております。

以上、よろしくお願ひします。

それでは、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

意見書案第2号

令和3年9月17日

紀北町議会議長 瀧本 攻 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 田島 明良

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

次のページをお願いします。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

趣旨

義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

理由

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

現行制度においては、「職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費」のみが負担対象経費とされています。かつて対象であった教材費等は、1985年に対象外となり、一般財源としての措置のままとなっています。義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育をすすめるための環境整備がお

こなわれましたが、端末整備や通信インフラ整備等の進捗状況には都道府県格差・市町村格差があり、子どもたちの学びの機会は、均等であるとはいえません。また、現在中央教育審議会「新しい時代の学校施設検討部会」において学校施設整備指針の改定にむけた議論がすすめられていますが、新たな指針が示されたとしても整備に要する経費が一般財源による措置のままでは、自治体間の格差は解消されません。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 瀧本 攻

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

4番 岡村哲雄議員

次に、意見書案第3号

令和3年9月17日

紀北町議会議長 瀧本 攻 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 田島 明良

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1枚をめくっていただきまして、

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

趣旨

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうこと。

理由

子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えます。

2021年4月、国の学級編成の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現しましたが、今年度は加配定数を振り替える形でおこなわれており、教職員数の実質増となってはいません。また、今後5年間で2年生から順次引き下げるとしてはいますが、中学校や高等学校等については、現時点においては、学級編成の標準の引き下げはありません。国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2020年経済協力開発機構（OECD）公表値では、小学校27人（OECD加盟国平均21人）、中学校32人（同23人）とどちらも大きく上回っている状況であり、小学校のみの改善に留めることは合理的ではないと言わざるをえません。紀北町においては、1クラス当たりの児童生徒数は少ないものの、複式学級を有する学校が多くあります。

瀧本攻議長

あの、岡村議員、ちょっと待ってください。

ちょっと私語は慎んでください。私語が入ったもので。

どうぞ続けてください。

4番 岡村哲雄議員

すみません。私語をちょっとやめてください。すみません。

続きをやります。ごめんなさい。

複式学級は教師にとっても児童生徒にとっても負担です。昨年度も加配措置をとっていただきましたが、人的に相当な苦労がありました。

教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。子どもたちが安心・安全に学べるようにするためにも、さらなる学級編成の標準の引き下げと、基礎定数と加配定数をともに改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

また、教育の今日的課題の複雑化・多様化による学校現場の業務量は増加の一方であり、「学校における働き方改革」が叫ばれるなか、人的配置をはじめとする財政措置は、未だ不十分であると言わざるをえません。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者が子どもたちを学校へ通わせるためには、マスクや消毒液等の感染対策に係る保護者の経費負担は確実に増加しており、ICTに関する費用も、新たな保護者負担として生じています。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積す

る教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 瀧本 攻

内閣総理大臣 菅 義偉 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

4番 岡村哲雄議員

次に、意見書案第4号

令和3年9月17日

紀北町議会議長 瀧本 攻 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 田島 明良

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1枚めくっていただきまして、

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書
趣旨

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理由

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減や失業による生活困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えました。政府は大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しましたが、文科省の調査によると、2020年度における大学等の中途退学者・休学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と判明している学生数は6,651人にもなります。

また、厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1

人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければなりません。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどの取り組みが今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、きわめて重要であり、就労・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

各自治体において、貧困対策としての支援をおこなっていますが、これらは各自治体が負担するものではなく、国が未来を担う子どもたちの学びへの支援の拡充をおこなうべきものであると考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もあります。また、高等教育の修学支援新制度が作られ、改善・充実してきていますが、すべての大学・短大・専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる改善を求めていかなければなりません。経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 瀧本 攻

内閣総理大臣 菅 義偉 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

4番 岡村哲雄議員

最後に、意見書案第5号

令和3年9月17日

紀北町議会議員 瀧本 攻 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 田島 明良

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

防災対策の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1枚めくっていただきまして、

防災対策の充実を求める意見書

趣旨

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

理由

県内において、子どもたちが通う9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されますが、23.3%にあたる117校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち107校は避難所に指定されています。2015年に津波対策のための不適合改築事業の拡充がおこなわれましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

また、昨年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難所は開設されています。2020年9月、内閣府等から「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第2版）」が示されました。感染症対策として、PPE（Personal Protective Equipment、個人用防護）の準備、発熱・咳等の症状が出た方や濃厚接触とされる方との施設やスペースの分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材が十分に確保できるのか、危惧するところです。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮等、まだまだ改善すべき課題は山積しています。政府の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強

く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 瀧本 攻

内閣総理大臣 菅 義偉 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

以上で、意見書案4件の趣旨説明を終わります。以上でございます。

瀧本攻議長

以上で、趣旨説明を終わります。

追加日程第2

瀧本攻議長

これより各議案の審議に入ります。

追加日程第2 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

1番 宮地忍君。

1番 宮地忍議員

すみません。この、これ今、岡村委員がおっしゃったことの中で、私もこの賛成者になつとるので、私が物言うのはちょっとまずいかとは思いますが、この4枚全部全てにおいて、最後に文書で、私もちゃんと見ていなかったのは自分が悪いけれども、「強く切望」と書いてあるんやけれども、どっちか一ついらんのじゃないかと思う。「女の婦人」と一緒ということになってくると思うのですが。申し訳ないですけども、ちょっとここを議論に。

瀧本攻議長

その辺のところは、事務局と精査して。

1番 宮地忍議員

このみんな4枚とも同じことが書いてあるんやけれども、はい。
どちらかで、「強く」いらんのじゃないかと思うんですけども。

(「提出者にちょっと話」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

また、岡村哲雄君。

賛成者になっているのでおかしいんやけれどもね。言ったってください。

4番 岡村哲雄議員

はい。ちょっと前へ行ってよろしいですか。

瀧本攻議長

はい。

4番 岡村哲雄議員

今、宮地議員からありましたとおり、「強く切望」というのは文法的にはちょっとおかしな感じもしますので、「強く」を除いて「切望する」方向で。

(発言する者あり)

4番 岡村哲雄議員

ということだったんですけども、ちょっとこれ議題出ていますもので、これで今回は、これでご理解願いたいと思うんです。今回はということで、よろしくどうぞお願いいたします。

瀧本攻議長

まあ、ちょっとイレギュラーや。提案者の賛同者が質疑されたので、ちょっと違和感があるんですけども、このとおりにさせていただきたいと思います。

ほかに質疑される方はありませんか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今のね、その賛成者の意見もいいんだけども、これはあくまでもこの議場でするんじゃないで、先に出すときに賛成者と提案者とする問題であって、それで、ここでまた議長も、賛成者に意見を述べさすというのいろいろな問題が生じてきますから、やはり。議会には議会のルールというものがあるから、いろいろな発言を求めるときに、議長は今までも、何を議事進行で言うたときに、何を言いたいかわからないうちにもう発言求めたら、はい、どうぞと言うけれども、やはり議事進行に対しては、何を言いたいのか先に聞いてから、そこ

で判断して、許可するかせんかということをしな、代わりにこの間でも、例としてはね、やはり近澤議員が言った選挙のことになったからと言うて、するんなら、この人にも迷惑がかかる、今度は。発言をさせてから途中で止めるんだったら、最初に聞いてからやはりするのが議会の中のルールだと思うので。

やはり今回も、提案者はいいですよ。いいとしても、それは前段でやることであって、ここはもう文書に関しては完璧なものだと思って出しとるわけですからね。この問題、この議会に対しては、語句をどうのこうのということじゃないからさ。内容によって質疑するんでしょう。

だから、私はそこを今度、議長のやっぱり采配というのかな、それをきちんと議会ルールの中の采配に対してきちんとルールを守っていただきたい、そういうふうに思っております。議長、どうですか。

瀧本攻議長

まあ、非常に難しい問題でね、賛成者であって、それに対して詰めてなかったという点は、私は議長として、非常に何というんですか、イレギュラーなように感じました。

だけれども、宮地議員が手を挙げられたので、私は彼の意見を求めました。それで調整させていただきました。

宮地議員も、結局、議員になられて3年目でございますので、その辺のところはご容赦願いたいと思います。

私の議会運営については、あなたのおっしゃるとおりでございますので、私はそういうふうにしてまいりたいと思います。ご指摘のほどありがとうございました。

12番 入江康仁議員

いやいや、議長、1点だけちょっと、私はね、どうので批判したんじゃないんですよ。要は、その先ほどもあったように、総務委員会、教民の委員会にあつたら、その所管部分に対しては、本議会では質問なるべくしないようにということになっているでしょう。これ、大前提でやっているから、やはりそういう観点の下でも、この一つの中で、賛成者がこの本会議で提示を求めるといことはさ、提案者と賛成者と何もまとまっていないということになってしまうじゃないですか、結果。だから、そういうことの中で言っとるだけで、これは総務委員会じゃ、教育委員会所属しとる人たちのこのルールにも大きな影響出てくると思ったもので、私、今、議長にあれしたんでよろしくお願いします。

個人的なあれはないですから。

瀧本攻議長

はい。

お昼ですけれども、ちょっと続行します。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

続いて、討論に入ります。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2 意見書案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第3

瀧本攻議長

追加日程第3 意見書案第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第4

瀧本攻議長

次に、追加日程第4 意見書案第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第4 意見書案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第4

瀧本攻議長

次に、追加日程第5 意見書案第5号 防災対策の充実を求める意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

続いて、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第5 意見書案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

9月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月7日に開催されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、上程いたしました案件につきまして原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会は、私の任期内といたしましては最後の定例会となりました。振り返りますと、平成29年11月13日から3期目の町政を担わせていただき、議員各位や住民の皆様のご理解とご指導、ご協力の下、第2次総合計画前期基本計画の実行、そして、新型コロナウイルス対策など、様々な課題に全力で取り組み、推し進めることができましたことに、重ねてお礼を

申し上げます。

残る任期につきましても、引き続き努力を重ね、「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」を目指して、町政に邁進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、残暑の中にも秋の足音が感じられる季節となりました。季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、議員や住民の皆様におかれましては、健康にご留意をいただき、実り豊かな秋となりますようお祈りを申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

瀧本攻議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

なお、決算認定を審査するため決算特別委員会が設置され、継続審査となっております。委員各位におかれましては、慎重なる審議をお願いいたします。

瀧本攻議長

それでは、これをもちまして、令和3年9月紀北町議会定例会を閉会します。

(午後 0時 07分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3年 9月 24日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑正量